



経理担当者必聴

主催：(公社)仙台南法人会
共催：仙台南税務署

「改正消費税と改正印紙税」

～改正税法を理解して事務処理を行う為のポイントについて解説～



平成26年4月より消費税法が改正され5%から8%へ引き上げられます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁への取組や税率引き上げに伴う経過処置、任意の中間申告制度の創設など消費税の計算の特例に関する経過措置などがあります。

また、「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されます。事業を行うときに「金銭又は有価証券の受取書」などに印紙を貼りますが、印紙税の納付が必要のない文書

に貼り無駄にならないよう、非課税範囲の拡大について説明していただきます。

実務に役立つ本セミナーを受講されることをお勧めいたします。

実施要領

日時 平成25年12月12日(木)午後1時30分～3時

会場 太白区中央市民センター3階大会議室 (太白区長町5-3-2 TEL.022-304-2211)

ご来館の際はなるべく公共の交通機関をご利用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

受講料 会員：無料 非会員：1名1,000円(資料印刷代)

定員 50名(定員になり次第締切りとさせていただきます)

講師 仙台南税務署法人課税第一部門担当官

申込 (公社)仙台南法人会事務局 ☎022-246-3614 FAX 246-4520

「改正消費税と改正印紙税セミナー」受講申込書

平成 年 月 日

事業所名	電話番号	
住所	FAX番号	
参加者氏名	参加者氏名	

※ ご記入頂いた情報は、法人会からの各種連絡・情報提供に利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。また、セミナー時に撮影した写真を当会広報誌「せんだい美名実」・ホームページにおいて公開する場合があります。